

お申し込みの際に必要な書類等

【提出書類】

添付書類	資金名	設備資金	経営改善資金	景気対応資金		創業資金				小規模企業者資金	事業承継支援資金
				売上減少	災害関連	勤務経験	資格	1年未満	事業転換		
直近2期分の決算書 （個人は申告書）の写し（※1）		○	○	○	○				○	○	○
申込入・連帯保証人の 固定資産評価証明書						○	○	○	○		
申込入・連帯保証人の町税完納証明書 （※2）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
見積書の写し	○			※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3
カタログ又は平面図の写し	○			※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3
建築確認通知書の写し （新築・増改築の場合）	○			○	○	○	○	○	○	○	○
売上額確認書（様式1号）又は 売上総利益率確認書（様式1号の2）				○							
被災証明書又は罹災証明書（※4）				○							
創業計画書（様式2号）						○	○	○	○		
取扱金融機関の所見（創業）（様式3号）						○	○	○	○		
取扱金融機関の所見（事業承継） （様式4号）											○
雇用証明書（様式5号）						○					
借換計画書（借換を行う場合）（様式6号）		○	○								
資格を有する証書の写し							○				
事業着手を証明できる書類								○			
商業登記簿の記載事項証明書 （個人は営業証明書）								○	○		
許認可等の証書の写し						○	○	○	○		
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の規定による都道府県知事の認定書の写し											※5
その他保証協会又は町長が必要とする書類（※6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

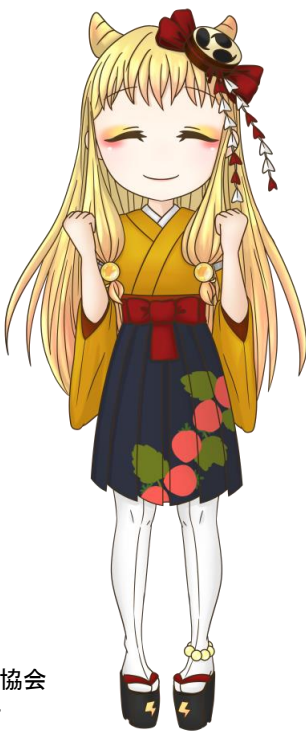
- （※1）創業間もないため、決算書を2期分添付できない場合は、残高試算表を添付してください。
- （※2）添付書類の町税完納証明書は、町税納税証明書ではありませんのでご注意ください。
- なお、町税完納証明書は最新のものを添付してください。
- （※3）設備資金の融資を申し込む場合は添付してください。
- （※4）被災証明書又は罹災証明書は壬生町住民課で発行します。発行には、被害状況のわかる写真と印鑑が必要になります。
- （※5）認定を受けている場合は添付してください。
- （※6）金融機関から保証協会へ提出する信用保証依頼書・信用保証委託申込書・保証人等明細・申込入（企業）概要の写し、並びに事業所等の位置がわかる図面等を添付してください。
- 本店と店舗・工場等の所在地が異なる場合、各々の位置がわかる図面を添付してください。

■様式1～6号については、町ホームページからダウンロードが可能です。
[Http://www.town.mibu.tochigi.jp/](http://www.town.mibu.tochigi.jp/)

～～中小企業者向け～～

令和7（2025）年度

壬生町 制度融資のご案内



壬生町観光協会
キャラクター
ミシロイカ
壬城 莓花



壬生町デマンドタクシー
キャラクター
みぶまる

壬生町の中小企業者を
応援します！

制度融資とは

町内の中小企業者の方々に、必要な事業資金を有利な条件で融資するため設けた町の貸付制度です。

お申し込み先

壬生町内にある下記の取扱金融機関へご相談ください。
（株）足利銀行、（株）栃木銀行、栃木信用金庫の各支店

お問い合わせ先

壬生町商工観光課 電話0282-81-1845

設備等合理化資金

○資金使途	・ 町内の事業所に設置する事業用の機械・車両等の購入資金 ・ 町内事業所の新增改築に要する資金	
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 町内で 1 年以上事業を営む方 ・ 町税を滞納していない方	
○融資限度額	2, 0 0 0 万円	
○融資期間 （貸付利率）	5 年以内（ 1. 8 %）	1 0 年以内（ 2. 2 %）
○保証料補助	無し	

経営改善資金

○資金使途	・ 事業経営の向上に必要な運転資金 ・ 経営改善資金の借換に要する資金		
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 町内で1年以上事業を営む方 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	1, 0 0 0万円		
○融資期間 （貸付利率）	3 年以内（1. 7 %）	5 年以内（1. 8 %）	7 年以内（2. 0 %）
○保証料補助	無し		

景気対応資金（売上減少）

○資金使途	・ 事業経営の向上に必要な運転資金 ・ 景気対応資金（売上減少）の借換に要する資金	
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 町内で1年以上事業を営む方 ・ 経営の向上に努力していながら、売り上げが減少している方 ・ 町税を滞納していない方	
○融資限度額	1, 0 0 0万円	
○融資期間 （貸付利率）	3 年以内（1. 4 %）	5 年以内（1. 5 %）
○保証料補助	保証料の 1 / 2 を町が補助	

景気対応資金（災害関連）

○資金使途	・ 事業の再建に必要な運転資金・設備資金		
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 融資の申請前1年以内に地震、豪雨その他の異常な自然現象により生じた災害により直接被害を受け、町から被災証明書又は罹災証明書の交付を受けた方 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	1, 0 0 0万円		
○融資期間 （貸付利率）	3 年以内（1. 2 %）	5 年以内（1. 3 %）	7 年以内（1. 4 %）
○保証料補助	保証料の1 / 2 を町が補助		

創業資金

○資金使途	・ 新規事業の開始や事業転換に必要な運転資金・設備資金		
○融資を受ける条件	・ 町内で中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種を営もうとする方で、下記①～③のいずれかに該当する方 ①同一の業種に5年以上勤務し、退職後1年未満であって、営もうとする事業がその勤務経験に関連している方、又は法律に定める資格を有し、営もうとする業種がその資格に関連している方 ②町内に事業所を有し、新たに事業を開始してから1年未満の方 ③現在の事業を転換又は新たに別の事業を開始する方 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	5 0 0万円		
○融資期間 （貸付利率）	5 年以内（1. 8 %）		
○保証料補助	保証料の全額を町が補助		

小規模企業者資金

○資金使途	・ 事業経営の向上に必要な運転資金・設備資金	
○融資を受ける条件	・ 町内に事業所を有する方 ・ 町内で1年以上事業を営む方 ・ 常時使用する従業員が20人以下（娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業においては5人以下）の方 ・ 新規借入を含む保証付借入の残高が2,000万円以内の方 ・ 町税を滞納していない方	
○融資限度額	1,000万円	
○融資期間 （貸付利率）	3年以内（1.6%）	5年以内（1.7%）
○保証料補助	保証料の1/2を町が補助	

事業承継支援資金

○資金使途	・ 事業承継に必要な事業用資産等の取得資金・運転資金		
○融資を受ける条件	・ 町内にある事業所を事業承継する町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人で、下記①～④のいずれかに該当する方 ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）の規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者又は事業を営んでいない個人 ②代表者を2年以内に交代しようとする中小企業者又は代表者が交代してから2年未満の中小企業者 ③個人から2年以内に事業の引継ぎを受けようとする中小企業者又は事業の引継ぎを受けてから2年未満の方 ④合併、営業譲渡、株式取得又は会社分割により事業資産及び経営権を2年以内に承継する中小企業者又は承継した後2年を経過していない中小企業者 ・ 町税を滞納していない方		
○融資限度額	2, 0 0 0万円		
○融資期間 （貸付利率）	5 年以内（1. 8 %）	7 年以内（2. 0 %）	1 0 年以内（2. 2 %）
○保証料補助	保証料の1 / 2 を町が補助		

※元金の返済は、6か月以内であれば据え置きも可能です。詳細は、取扱金融機関にご相談ください。